

研究

大倫敦の交通對策

復興局書記官 菊 池 慎 三



一
財政の大整理緊縮を必要とする場合であつても、數年に涉る失業者問題の解決が容易でない状態であるとしても、大倫敦の交通問題は之を其の儘に放任するを許さない。都市計畫に關する施設は財政の緩急に應じて之を打切り又は繰延べ得べきものでない。之を遷延すれば遷延する程其の解決は困難となり、社會民人の受けける不利益損失は莫大であつて取返しがつかないのである。此の故に英國の當局は財政の整理緊縮に拘らず或は新に美術委員會 Commission of Fine Arts を設置して市街美觀の増進維持を圖らしめ、或は千九百二十四年倫敦交通法 The London Traffic Act を制定して交通大臣の管理に屬する倫敦交通諮詢委員會を新設して大倫敦の交通對策を講ぜしめたのである。都市美觀の爲にする美

術委員會の職能は別途の調査に譲り茲には倫敦交通諮詢委員會の組織とその活動の一斑を調査して我國都市計畫及交通行政の参考としたいと思ふ。

二

大都市の郊外の發展膨脹と共に中心地域の交通量は無限の増大を來して、其の結果現代の科學及技術を以てしては之に應するの交通施設をすることが殆ど不可能となる。倫敦紹育の中心地域の交通混雜は現代の科學及技術の解決し得る最極度に達せんとして居ると謂はれて居る。東京の交通混雜は殆ど忍び難い狀態であるが、併し歐米大都市の施設に倣へば尙之を凌ぐ途がある。倫敦紹育に付ては現代の科學及技術の許す最極限の施設を講じて、尙交通問題は解決し難い。従つて今更に都市計畫家は過大都市の弊害不經濟非能率的なる所以を力説して、適當なる大さに都市の膨脹を制限するの方策を講究して居る。都市の膨脹を人爲を以て制限し得べきや否や適當なる制限の途ありやは將來に於ける都市計畫界の最重要の問題の一であるが、一方に於て既に過大の弊害を有する大都市の交通對策は緊急差し措き難いのである。東京の中心地城に向ふ所の交通對策は現に行き詰つて居り、復興計畫街路

の施設や地下鐵道計畫で一應の解決が出來ても、更に之に伴ふ郊外の發達交通量の激増の爲間もなく交通混雜を來すことは世界大都市の先例に徵して明かな事である。

三

倫敦の交通問題を解決する爲何等か一大英斷の必要あることは朝野の認める所であり、之が爲十分なる權限を有する機關を新設する必要あることも一般に認められて居た。併し官僚的な機關では倫敦市民は承知しない、かと言つて多數の民選代議機關では適當に活動し難い。其の結果千九百二十四年倫敦交通法は半官半民の組織を探つた。即新に倫敦交通に關し交通大臣に街路の管理營業用各種車輛の取締の權限を附與すると共に、此の權限の行使に付交通大臣を補佐し且意見を上申する諮詢委員會を設けた。諮詢委員會は十二名の委員で組織する。即ち交通大臣の指定する委員一名、内務大臣の指名する委員一名首府警察(警視廳)を代表する委員一名倫敦カウンチーカウンシルの選任する委員二名、倫敦シチーの選任する委員二名、シチー警察を代表する委員一名、倫敦區會(メトロボリタンバローカウンシル)の選任する委員二名、チームス河の南北のカウンチーカウンシルの選任する委員二

名、郊外都市（カウンチーバロー）の選任する委員一名である。問題に依つて臨時委員として交通労働者を代表する委員三名、交通企業者を代表する委員四名を加へ特定の問題に限り参加せしめる。倫敦交通諮問委員會の管轄する地域は倫敦の中心から二十五哩乃至三十哩の範圍であつて、之を倫敦交通地域と稱する。

四

諸問委員會の職務は道路交通に關する一切の事項に付交通大臣に助言し報道するに在る。委員會は必要と認むる場合は其の主管する問題に付て公開調査 Public inquiry を行ふことが出來る。各種の公企業の爲道路を占用して道路を閉鎖する場合を減少する爲倫敦交通地域内の約百五十の道路當局は毎半年道路工事豫定表を交通省に提出し且之を瓦斯水道電氣の企業者に通知する。非常の場合を除く外工事豫定に従ふに非されば道路を掘り返すを得ない。交通大臣は幅員の狹隘なる

五

街路又は交通混雜甚しき街路を制限街路 (Restricted street) として其の街路内に於ける自動車營業を禁止し又は其の數を制限することが出來る。乗合自動車營業者は定期報告を交通省に提出し、交通省は之を綜合整理して年報として議會に報告する。

倫敦交通諮問委員會は昨年十二月十八日成立したと議會に報告してある。委員長は交通省道路局長サー・ヘンリー・メイブリーである。委員會は本年一月七日以降隔週水曜日に開會する。委員會は先づ交通大臣の諮問に係る倫敦市内に於ける交

する。交通大臣は倫敦内外に於ける交通混雜を緩和し交通を容易ならしむるに必要な命令を制定することが出来る。其の命令が効力を發生するには議會に提出することを要する。右の如く本法は専ら交通取締の消極的方面を主とするのであるが、一方に於て交通緩和の爲にする積極的施設道路の新設擴築を計畫することを認めて居る。

即同法第十一條は交通大臣は當該公共團體の同意あるに非

通混雜を緩和する方策如何を調査せんとする。制限街路の選定特定街路に於ける自動車通過の禁止又は數の制限、電車地下鐵道と併行する乗合自動車營業路線であつて交通上存續せしめる必要なき路線の營業免許取消、交通混雜せる幹線街路の交通量を分配すべき補助街路の調査及補助街路の照明及方向標示、一方向の交通のみを許す街路の指定及低速度車輛の取締等は委員會の將に考究せんとしつゝある事項である。新

我田引道論

××新聞記者 藤尾哲

我田引水にもちつて我田引鐵と云ふ言葉がある。別に新らしい用語ではないが主として議會内で使はれる特殊のものだから知らぬ人も多からう。誰が何時頃作つた言葉だか知らぬが兎も角新聞によく使はれる言葉でその意味は讀んで字の如く我が田に鐵、即ち鐵道を引き入れると云ふ簡単なものに過

ドック道路の擴築計畫は總費三千五百萬圓を要するが、之に依つて東部倫敦の交通混雜を解決しやうとして居る。又テムス河底道路延長二哩半幅員三十呎九吋（五間）車道二十呎高さ十六呎二階附乗合自動車を通せしめる設計であつて、總經費三千萬圓の事業も亦委員會が審議調査して實現方法を考究することになつてゐると言ふ。（一四、一、一六）

ぎない。併し用語が古くても意味が單純でも御本尊の我田引鐵論だけは少しも劣へず寧ろ歲と共に盛んになつて行く感がある、これは毎年議會に提出される議員の鐵道敷設に関する建議案を見てもよく解るが、鐵道となると代議士連中が眼の色を變へて騒ぎ立てる。十四年度の鐵道豫算編成の時などは好適例で一本の鐵道路線の前には三派の協調も大義名分もあつたものではない。仙石線だの古屋線だの田中線だと仙石